

砂川地区外有害鳥獣（ニホンジカ）誘引捕獲委託事業（R 7 当初明許）

特記仕様書

本特記仕様書は、「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書（関東森林管理局版）」（以下、「共通仕様書」という。）を補足し、本事業における固有の技術的要求、特別な事項を定めたものである。

1 事業の目的

近年のニホンジカ（以下、「シカ」という。）個体数の急激な増加に伴い、深刻化の一途をたどるシカによる森林被害対策は喫緊の課題であり、シカ被害に歯止めをかけるため、国として令和 10 年度までにシカ個体数の半減を目標に掲げ、国をあげて問題解決に向けシカ被害対策に取り組むこととしている。

森林においては、シカによる造林木への食害や剥皮等被害、植栽木が食害されることにより伐採後の更新が困難な森林が発生し、森林施業に支障をきたし、林業が成り立たなくなる。また、下層植生の消失により、土砂流出や崩壊が発生する等、国土保全上重大な問題となっている。

このような中で、環境省よりシカの生息密度が公表され、利根沼田地域においても東部を中心に比較的高密度のエリアが及んでいることが明らかになっている。繁殖力旺盛なシカの捕獲等を行わなければ、さらなる生息密度の増加や分布の拡大が想定され、森林のもつ多面的機能の発揮等に多大な影響が懸念されるため、本事業では、国としてシカ捕獲等を実施することを目的とする。

2 事業区域

群馬県沼田市利根町砂川字砂川赤城山国有林 1 5 3 林班外 1,405ha

（別紙位置図参照）

3 捕獲対象鳥獣及び捕獲目標頭数

ニホンジカ 130 頭

（なお、目標頭数は目安であり、捕獲頭数を制限するものではない。目標頭数を達成した後も作業日数（見回り日数）が終了するまでは引き続き捕獲を行うこと。）

4 事業内容

本事業は、共通仕様書に定めるもののほか、以下により実施することとし、受託者は監督職員と事業開始時、報告書取りまとめ時に打合せを行うこととする。

(1) 計画準備

ア 事業計画書の作成

共通仕様書 1.10 の事業計画書の作成においては事業全体の推進・調整を図るため監督職員と打合せを行うこととし、必要に応じて野生鳥獣被害対策に係る関係行

政機関等と打合せを行い、その意見を踏まえた内容で作成すること。

イ 鳥獣捕獲等許可等の申請について

本事業を実施するための鳥獣捕獲等許可等申請書については委託者が作成のうえ該当市町村長に申請し、捕獲作業実施までに許可を得ることとする。受託者は申請に必要な添付資料（従事者名簿等）を作成し、委託者へ提出すること。

(2) 捕獲方法

ア 実施期間

契約締結の翌日（捕獲作業は許可の日）から令和8年11月14日までの期間において、くくりわな（以下、「わな」という。）を90基、50日間設置する。

イ わなの仕様

委託者から貸与されるわな及び受託者が購入するわなを事業区域内に設置すること（別紙、調達及び貸与物品一覧表及び位置図を参照）。

わなの設置箇所は設置番号毎に位置図に整理し、監督職員へ提出すること。

ウ 誘引・捕獲方法

(ア) 捕獲実施体制

1日あたりの捕獲体制は1班2名体制（車両1台）を基本とする。

(イ) 林道等の移動距離

(ア) に示す捕獲実施体制の1日あたりの車両による林道等の総移動距離は15.9kmを想定している（国有林内見回り距離15.9km、平均時速15km）。

(ウ) 設置作業

- ・わな90基、ヘイキューブ（1箇所あたりの使用量は1.0Kg程度を標準とする）を事業区域内に設置する。なお、他の鳥獣の錯誤捕獲を防止する観点から獣道は避けること。
- ・ヘイキューブは33袋（30kg/袋）を購入し、使用前に監督職員による数量等の確認を受けること。また、領収書の写しを監督職員に提出し、事業終了後に使用残がある場合は、監督職員に引き渡すこととする。
- ・ヘイキューブは塊のまま使用せず、可能な限り（手で崩せる範囲で）崩して給餌することとし、見回り時に必要に応じて補充を行うこと。古いヘイキューブが残っている場合は除去し、古いヘイキューブの上に新しいヘイキューブを置き続けることのないようにすること。古いヘイキューブの廃棄は、付近に埋設するか、集合埋設穴を使用すること。
- ・給餌後一定期間（5日間程度）採食が確認できなければ別の設置箇所を検討すること。
- ・空はじき防止のため石や枝条等の障害物を配置し、シカが足を置く位置を誘導する等の工夫をすること（小林式誘引捕獲法を参考）。

(エ) わな稼働時は毎日見回りを行うこと。なお、見回り時には、以下の点に配慮すること。

- ・わなや標識プレート等に異状がないか確認すること。
- ・誤作動したわな（ワイヤーを含む）や露出したわなを埋め戻すこと。
- ・空はじきの場合は原因を究明し、空はじきの発生を抑えるよう努めること。

(オ) 止め刺し

安全対策を万全に行い、捕獲状況及び周辺環境に応じた「止め刺し」の方法で適切に実施すること。

(カ) 捕獲個体の処理

捕獲個体は検体を行い、事業区域内に埋設穴を掘削して集埋設する（80 頭を想定）。埋設穴は3箇所設置することとし、掘削箇所及び形状（幅 2.0m×長さ 5.0m×深さ 2.0m を標準とする）は監督職員と協議し決定すること。また、埋設穴はロープ等で囲い、立入禁止措置を講じること。

埋設に当たっては、野生鳥獣による掘り返し防止のため捕獲個体 1 体につき 2.0Kg の消石灰を散布した後に覆土を行うこととし、実施期間の終了時に埋設穴を埋め戻すこと。消石灰は 160 kg を購入し、使用前に監督職員による数量等の確認を受けること。また、領収書の写しを監督職員に提出し、事業終了後に使用残がある場合は、監督職員に引き渡すこととする。

なお、事業区域内に設置されている「捕獲残渣減容化施設」での処理も可能とするが（50 頭を想定）、施設を使用する場合は事前に監督職員と協議を行うこと。処理に当たっては捕獲個体 1 体につき 250 g の EM 醗酵資材を散布すること。EM 醗酵資材は 13 kg を購入し、使用前に監督職員による数量等の確認を受けること。また、領収書の写しを監督職員に提出し、事業終了後に使用残がある場合は、監督職員に引き渡すこととする。

(キ) 注意標識の設置等

捕獲作業の実施に当たっては、林道の入口等に注意看板を設置して有害鳥獣捕獲作業の実施を一般者に周知することとし、従事者証を必ず携行すること。

また、銃器を使用する場合は、予め関係機関・団体等と調整のうえ、一般者の立ち入りを禁止する等の措置を講じること。

(ク) 猟具への標識設置

捕獲に使用する猟具に標識（住所及び氏名又は名称、その他環境省令で定める事項）を装着すること。

(ケ) 捕獲作業における記録の様式

共通仕様書 2.4.2 に定める各様式（様式仕）により作成すること。また、捕獲個体毎の捕獲位置がわかる位置図を作成すること。

(コ) 捕獲効率の検証

わな設置箇所別に捕獲効率を算出して比較を行い、事業の実行結果から明らかになった課題等を検討し、効果的・効率的な捕獲方法について考察すること。

(サ) 進行状況の報告

事業の進行状況を週に 3 回以上報告するほか、監督職員の求めに応じて報告すること。なお、報告は原則電子メールにより行うものとする。

(3) 報告書の作成

上記（1）アの事業計画書、（2）ケの捕獲作業における記録について報告書を作成すること。

5 成果の報告

(1) 報告書の提出期限及び提出場所

報告書の名称は「砂川地区外有害鳥獣（ニホンジカ）誘引捕獲委託事業（R 7 当初明許）」とし、受託者は共通仕様書 2.4.3 に定める報告書を取りまとめ、以下のとおり提出するものとする。

ア 提出期限

令和 8 年 12 月 10 日

イ 提出場所

利根沼田森林管理署

ウ 報告書の仕様及び数量

(ア) 紙媒体によるもの

- ・報告書 3 部（A 4 版、左とじ、両面カラー印刷）

(イ) 電磁的記録媒体によるもの

- ・報告書等の電子データを収納した CD-R 又は DVD-R 3 枚

納入する記録媒体はウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付するとともに、事業名等を印字等して納入すること。

(ウ) 報告書納入後に受託者側の責による不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(2) 報告書作成の留意事項

報告書の作成に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 31 年 2 月 8 日変更閣議決定）に適合した製品を使用すること。

6 著作権等の扱い

- (1) 報告書に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は委託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 報告書に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作権等（以下、「既存著作物」という。）は、個々の著作者等に帰属する。
- (4) 報告書に既存著作物が含まれる場合には、受託者が該当著作物の使用に必要な費用負担及び手続を行うものとする。

7 その他

(1) 関係機関等への許認可申請、説明等

受託者は、本事業の実施について関係機関に説明を行い、必要な許認可申請等を行うこと。また、許認可証及び報告書等の写しを委託者へ提出すること。

(2) 支払対象

本事業では、捕獲目標頭数を定めるものの捕獲実績による支給ではなく、捕獲事業に

要した費用について支給する。ただし、正当な理由なくして事業を行わなかった日については減額の対象とし、その日数に応じて双方協議のうえ、決定するものとする。

なお、林外の焼却施設及び加工施設への運搬費用並びに焼却処分費用については、支給対象外とする。

(3) 他の事業との関連

捕獲及び処分については、他事業との重複はできない（本事業で捕獲したニホンジカを用いて国、県等が交付する捕獲交付金等を受領してはならない）。

(4) 放射線障害防止措置

受託者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(5) CSF（豚熱）の感染拡大防止

受託者は、CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、群馬県における CSF 対策を熟知して適切な対策に努めること。